

改正

令和4年3月31日告示第49号

山元町空き家等活用情報提供事業実施要綱

山元町空き家等活用情報提供事業実施要綱（平成20年山元町告示第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、山元町における空き家、空き地及び空き店舗（以下「空き家等」という。）を有効に活用することにより、定住促進による地域の活性化を図るため、空き家等に関する情報を登録し、その情報の提供を行う事業（以下「空き家バンク」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に定めるもののうち、個人が居住を目的として本町内に建築した専ら居住の用に供される一戸建ての住宅のうち、現に居住していない住宅（近く居住しなくなる予定の住宅及び農地付き住宅を含む。）及びその敷地をいう。ただし、賃貸又は分譲を目的として建築された住宅及び老朽又は損害が著しく大規模な修繕が必要と認められる住宅を除く。
- （2） 空き地 町内に所在する、個人が居住を目的とした住宅を建築するための敷地として認められる土地であって、現に居住の用に供する住宅が存在しない土地をいう。
- （3） 空き店舗 個人及び法人が商工業等の事業を営むことを目的として町内に建築した現に事業活動が行われていない店舗等（近く事業活動が行われなくなる予定の店舗等を含む。）及びその敷地をいう。
- （4） 所有者等 空き家等に係る所有権を有する者又は空き家等の売却若しくは賃貸（転貸を除く。）を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営んでいる者を除く。
- （5） 利用希望者 空き家バンクを利用して空き家等の購入又は賃借を行い、空き家等を有効に利用しようとする者をいう。ただし、法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営んでいる者を除く。

（適用上の注意）

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

2 山元町暴力団排除条例（平成25年山元町条例第12号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等と認められる者は、空き家バンクを利用することができない。

（不動産関係団体等との協定）

第4条 町長は、空き家バンクによる空き家等の取引（以下「空き家等取引」という。）及び空き家等の適正な管理を円滑に行うため、この要綱の趣旨に照らして適当と認められる者（以下「不動産関係団体等」という。）と次に掲げる事項に関して相互協定を締結することができるものとする。

- （1） 空き家等取引に係る媒介に関すること。
- （2） 空き家等の調査及び利用促進に関すること。
- （3） 空き家等に関する相談に関すること。
- （4） 空き家等の保全に関すること。
- （5） その他空き家バンクに関すること。

2 町長は、前項の規定による協定を締結したときは、速やかに協定を締結した不動産関係団体等（以下「協力事業者」という。）の名称その他必要な事項を公表するとともに、協力事業者に対し、必要に応じて前項各号に規定する事項に関する情報を提供するものとする。

（空き家等の登録）

第5条 空き家バンクによる空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等は、当該空き家等を空き家バンクに登録しなければならない。

2 前項の規定により空き家バンクに空き家等を登録しようとする所有者等は、山元町空き家等活用情報提供事業登録申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して町長に登録申請をするものとする。ただし、空き家等を登録しようとする所有者等のほかに当該空き家等の所有権を共有する者があるとき又は空き家等を登録しようとする所有者等が所有権以外の権利を有する者であるときは、当該所有者等に係る同意書のほかに、当該空き家についての所有権を有する者（売却希望の場合は所有権を有する者全員、賃貸希望の場合は所有権を有する者の持分割合の過半数。）の同意書を併せて提出しなければならない。

- （1） 同意書（様式第2号）
- （2） 空き家バンク物件登録カード（様式第3号）
- （3） 本人を確認できる書類の写し
- （4） 登録しようとする空き家等に係る登記の全部事項証明書（当該空き家等が未登記である場

合は公課証明書。いずれも発行の日から3箇月内のものとする。)

(5) その他町長が必要と認める書類

- 3 町長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を確認の上、当該申請をした所有者等（以下「申請者」という。）の立会いの下で現地調査を行い、登録することが適当であると認めるときは、当該申請に係る空き家等を空き家バンクに登録するとともに、当該空き家等に関する事項を空き家等活用情報台帳（以下「台帳」という。）に記載し、その旨を山元町空き家等活用情報提供事業登録完了通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。ただし、登録する空き家に農地を附帯させる場合は、山元町農業委員会の空き家に附属した農地の指定についての許可を受けた後に登録するものとする。
- 4 町長は、前項の規定による現地調査の結果その他の事情により当該空き家等を空き家バンクに登録することが適当でないとき、当該申請者にその旨を通知するものとする。
- 5 第3項の規定により空き家バンクに登録ができる期間は、登録した日から2年を経過した年度の属する3月31日までとする。
- 6 町長は、空き家等で空き家バンクに登録することが適当と認めるものがあるときは、所有者等に、空き家等の登録を勧めることができるものとする。

（空き家等の保全義務）

第6条 前条第3項の規定による通知を受けた申請者（以下「物件登録者」という。）は、空き家バンクに登録された空き家等（以下「登録物件」という。）の保全に努めなければならない。

- 2 町長は、第4条第1項の規定による協定を締結したときは、空き家等の保全のために、物件登録者に対して協力事業者を紹介することができるものとする。

（空き家等の登録事項変更）

第7条 物件登録者は、台帳に記載された登録物件に関する事項（以下「登録事項」という。）に変更があったときは、山元町空き家等活用情報提供事業登録事項変更届出書（様式第5号）に変更内容を記載した空き家バンク物件登録カードを添付して、町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに台帳の当該登録事項を変更するとともに、その旨を当該物件登録者に通知するものとする。

（空き家等の登録期間の延長）

第8条 物件登録者は、登録の期間が満了した後も引き続き登録物件を空き家バンクに登録しようとするときは、登録の期間が満了するまでに、山元町空き家等活用情報提供事業登録期間延長届出書（様式第6号）により、町長に登録の期間の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、登録の延長ができる期間は、登録の期間満了の日の翌日から起算して2年を経過した年度の属する3月31日までとし、町長は、登録の延長をしたときは、その旨を当該物件登録者に通知するものとする。登録が延長された期間の満了後も、引き続き登録しようとするときも、同様とする。

(空き家等の登録抹消)

第9条 物件登録者は、物件に係る所有権その他の権利の異動等により、空き家バンクから当該登録物件を抹消しようとするときは、山元町空き家等活用情報提供事業登録抹消届出書(様式第7号)により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該登録物件の登録を抹消するとともに、その旨を当該物件登録者に通知するものとする。

3 町長は、登録から2年を経過した登録物件について、物件登録者から登録の期間の延長の申し出がなかったとき又は登録内容に虚偽があるなど登録されていることが適当でないと認めたときは、空き家バンクから当該登録物件を抹消するとともに、その旨を当該物件登録者に通知するものとする。

(登録物件に関する情報提供)

第10条 町長は、登録物件に係る次の各号に掲げる登録事項について、山元町ホームページへの掲載その他適切な方法により公開し、広く一般に情報を提供するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 取引種別及び希望価格
- (3) 物件の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 町長は、前項に規定する情報の提供のほかに、空き家等の取引を円滑に行うため、登録事項の中から必要に応じて、他の有用な情報を提供できるものとする。ただし、事前に当該物件登録者から了解を得た上で、情報を提供するものとする。

(利用の登録)

第11条 登録物件に関する情報の提供を受け、空き家等の購入又は賃借を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、山元町空き家等活用情報提供事業利用登録申請書(様式第8号)及び誓約書(様式第9号)により町長に利用登録の申請をするものとする。

2 前項の利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクへの利用登録をすることができない。

- (1) 空き家に居住又は定期的に滞在することができない者
- (2) 空き地を活用し、又は定期的に保全管理するなどの有効利用ができない者
- (3) 空き店舗に定期的に滞在して有効に利用することができない者
- (4) その他町長が適当でないとする者

3 町長は、第1項の規定による利用登録の申請があったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めるときは、空き家バンクに登録するとともに当該利用希望者に関する事項を台帳に記載し、その旨を山元町空き家等活用情報提供事業利用登録完了通知書（様式第10号）により当該利用希望者に通知するものとする。

4 前項の規定により空き家バンクに利用登録ができる期間は、利用登録した日から2年を経過した年度の属する3月31日までとする。

（利用の登録事項変更）

第12条 前条第3項の規定による通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、台帳に登録された事項（以下「利用登録事項」という。）に変更があったときは、山元町空き家等活用情報提供事業利用登録事項変更届出書（様式第11号）により、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該利用登録事項を変更するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

（利用の登録期間の延長）

第13条 利用登録者は、利用登録の期間が満了した後も引き続き空き家バンクを利用しようとするときは、利用登録の期間が満了するまでに、山元町空き家等活用情報提供事業利用登録期間延長申出書（様式第12号）により、町長に利用登録の期間の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、利用登録の延長ができる期間は、利用登録の期間満了の日の翌日から起算して2年を経過した年度の属する3月31日までとし、町長は、登録の延長をしたときは、その旨を当該物件登録者に通知するものとする。

（利用の登録抹消）

第14条 利用登録者は、空き家バンクの利用を中止するため、当該利用の登録を抹消しようとするときは、山元町空き家等活用情報提供事業利用登録抹消届出書（様式第13号）により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該利用登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

- 3 町長は、登録から2年を経過した利用登録について、利用登録者から利用登録の期間の延長の申し出がなかったとき又は登録内容に虚偽があるなど登録されていることが適当でないとしたときは、当該利用の登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

(空き家等取引に係る交渉等)

第15条 空き家バンクを活用した空き家等取引については、物件登録者と利用登録者が直接交渉等を行うものとし、町長はこれに関与しない。ただし、第4条第1項の規定による協定を締結したときは、町長は協力事業者に加盟する宅地建物取引業者（法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。）を指定し、空き家の取引に関与させることができるものとする。

- 2 物件登録者は、前項の規定による空き家等取引が終了したときは、山元町空き家等活用情報提供事業交渉結果報告書（様式第14号）により、遅滞なくその結果を町長に報告しなければならない。

- 3 町長は、第1項の規定による空き家等取引により生ずる利益又は損害については、これに一切関与しない。

(個人情報の保護)

第16条 第5条第3項及び第11第3項の規定により台帳に登録された個人情報の取扱いについては、山元町個人情報保護条例（平成18年山元町条例第23号）に定めるところによる。

- 2 この要綱において、空き家等取引及び空き家等の適正な管理に関与する者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用しないこと。
- (2) 個人情報をき損し及び紛失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 個人情報を利用する必要がなくなったときは、適切に廃棄すること。
- (4) 空き家等取引のために取得した個人情報については、適切な管理をするとともに、漏えい等が生じたときは、直ちに町長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年5月1日から施行する。

(山元町行政サービス制限実施要綱の一部改正)

- 2 山元町行政サービス制限実施要綱（平成21年山元町告示第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「空き家等活用情報提供」の項を削る。

附 則（令和4年3月31日告示第49号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

山元町長 殿

住所
氏名

山元町空き家等活用情報提供事業登録申請書

山元町空き家等活用情報提供事業実施要綱に定める趣旨等を理解し、要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり空き家バンクへの登録を申請します。

記

- 1 空き家バンクへ登録を希望する空き家等については、別紙 空き家バンク物件登録カード記載のとおりです。
- 2 添付書類（□にチェックしてください。）
 - 同意書
※土地及び建物が共有名義の場合又は土地及び建物の所有者が異なる場合は、所有者全員（賃貸を希望する場合は持分割合の過半数）の同意書
 - 空き家バンク物件登録カード
 - 本人を確認できる書類（運転免許証等）の写し
 - 3ヶ月以内に発行された住宅及び土地に係る登記全部事項証明書
※建物が未登記の場合は公課証明書

同意書

私は、空き家バンクに空き家等の登録を申請するに当たり、下記の事項に同意します。

記

1 同意事項（□にチェックしてください。）

- 山元町空き家等活用情報提供事業実施要綱（令和2年山元町告示第51号）を遵守して空き家等取引を行うこと。
- 登録する空き家等について、空き家バンク物件登録カードに記載した事項のうち、所有者等が特定される情報を除く事項を山元町ホームページで公開すること。
- 利用希望者との空き家等取引に係る交渉等について、当事者間で責任をもって行うとともに、交渉の過程で発生した疑義、紛争等については当事者間で解決を図ること。ただし、町が不動産関係団体等と要綱第4条第1項の規定による協定を締結したときは、協定に基づき町が指定する宅地建物取引業者に媒介に関する業務を依頼し、取引上の疑義が生じたときは、宅地建物取引業者及び利用希望者との三者において解決を図ること。
- 空き家バンク物件登録カードに記載した事項についての内容確認のため、町が関係者及び関係機関に照会すること。
- 相続登記の未了及び法律の規制その他の理由により取引が困難であると判明した場合は、空き家バンクに登録されないこと。
- 空き家バンクへの登録後に申請内容に虚偽・錯誤など事実と異なる記載があったときその他登録が適当でない認められたときは、登録を抹消すること。
- 空き家等取引の過程で得られた個人情報については、他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用しないこと。

山元町長 殿

年 月 日

住所
氏名

新規・変更

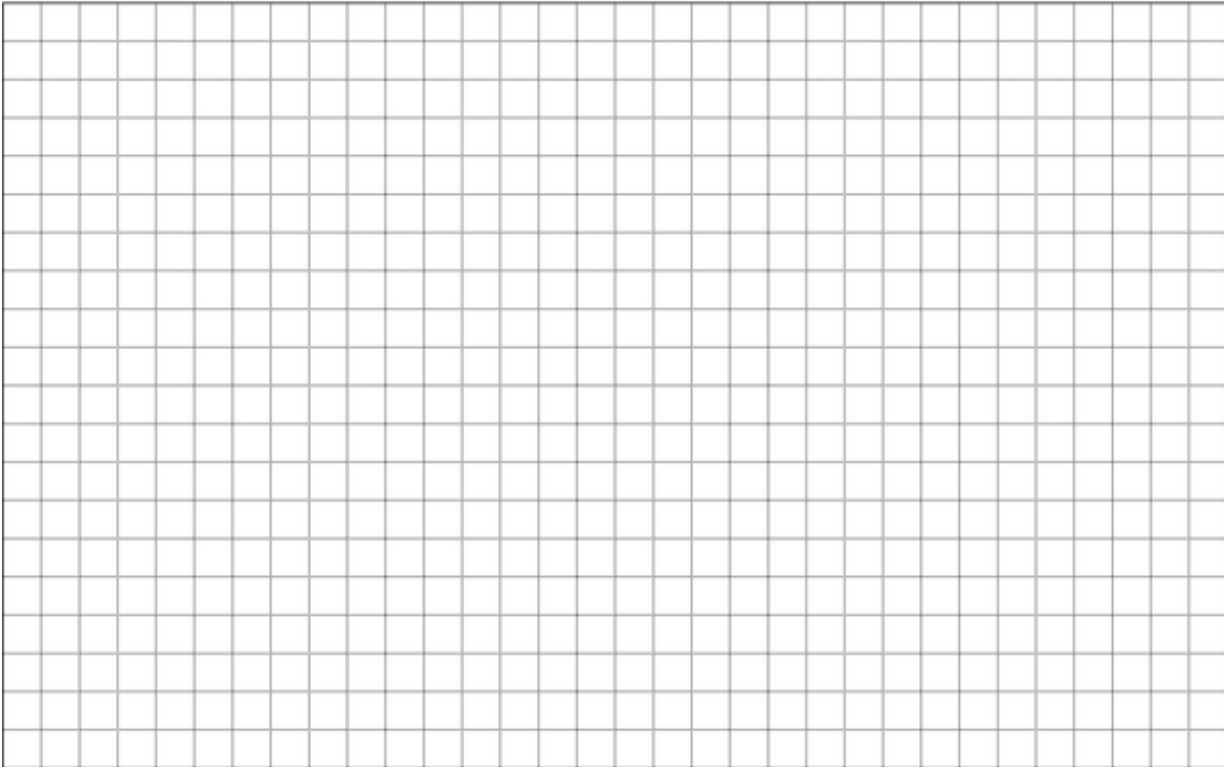
空き家バンク物件登録カード

		登録番号				
所有者等 連絡先	住所	〒 -				
	氏名			生年月日	年 月 日	
	電話	-	-	FAX	- -	
	E-mail					
その他 連絡先	住所	〒 -				
	氏名			電話	- -	
	E-mail					
物件の 所在地	山元町					
希望条件	売買又は賃貸の別	<input type="checkbox"/> 売りたい <input type="checkbox"/> 貸したい (<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 定期借家(年)) <input type="checkbox"/> どちらでも可				
	売価又は賃料の条件	<input type="checkbox"/> 売価 (円) <input type="checkbox"/> 賃料 (円/月)				
物件概要	用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 店舗				
	敷地面積	m ² ・坪		延床面積	1階 m ² ・坪	
	建築面積	m ² ・坪			2階 m ² ・坪	
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	階数	<input type="checkbox"/> 平屋建 <input type="checkbox"/> 2階建 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	間取り	1階	<input type="checkbox"/> 和室 (畳) (畳) (畳) <input type="checkbox"/> 居間 (畳) <input type="checkbox"/> 洋室 (畳) (畳) (畳) <input type="checkbox"/> キッチン <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他 ()			
		2階	<input type="checkbox"/> 和室 (畳) (畳) (畳) <input type="checkbox"/> 居間 (畳) <input type="checkbox"/> 洋室 (畳) (畳) (畳) <input type="checkbox"/> キッチン <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他 ()			
	設備状況	電気	<input type="checkbox"/> 休止中 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 ()			
		ガス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他 ()			
		風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他 ()			
		水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> その他 ()			
		下水	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他 ()			
		トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り / <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式			
	付帯 施設	<input type="checkbox"/> 駐車場 (台(内車庫 台))				
		<input type="checkbox"/> 倉庫 (m ² ・坪)		<input type="checkbox"/> 庭 (m ² ・坪)		
<input type="checkbox"/> 農地 (m ² ・坪)		<input type="checkbox"/> その他 (m ² ・坪)				
補修	要否	<input type="checkbox"/> 補修は不要 (即使用可) <input type="checkbox"/> 小規模改修が必要 (畳・ふすま替え等の内装補修) <input type="checkbox"/> 大規模改修が必要 ※登録できない場合があります				
	費用負担	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他 ()				
建築時期	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 (年)					
空き家になった時期	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 (年)					

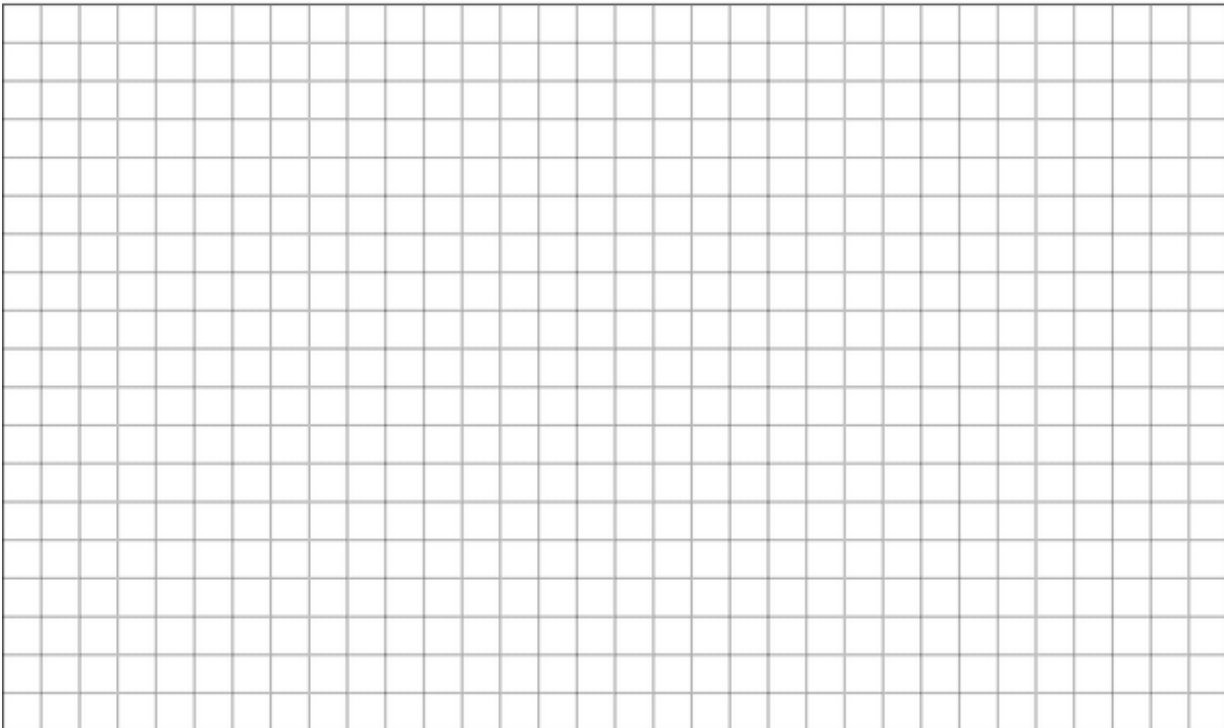
※登録変更の場合は変更箇所を朱書きしてください。

特記事項	
------	--

【敷地図及び配置図】 ※敷地内の配置（付帯施設含む）を記載してください



【空き家の間取り図】



※配置図及び間取り図については別に作成して添付しても差し支えありません。

様

山元町長 印

山元町空き家等活用情報提供事業登録完了通知書

山元町空き家等活用情報提供事業実施要綱第5条第4項の規定により、空き家バンクへの登録が完了しましたので通知いたします。

登録番号	
登録日	年 月 日
登録期限	年 月 日

（注意事項）

- 1 登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに、山元町空き家等活用情報提供事業登録事項変更届出書を提出してください。
- 2 空き家等の売買が成立するなどにより、登録の抹消が必要となった場合は、速やかに、山元町空き家等活用情報提供事業登録抹消届出書を提出してください。
- 3 登録の期間が満了した後も引き続き登録を希望する場合は、上記の登録期限までに、山元町空き家等活用情報提供事業登録期間延長届出書を提出してください。
- 4 町は、登録した空き家の紹介や必要な連絡調整等を行います。所有者等と利用登録者間で行う売買、賃貸借に関する交渉、契約等に関しては直接関与いたしません。所有者等が空き家バンクを利用して行う売買、賃貸借に関する交渉、契約等に関して、故意若しくは過失によって生じた損害及び登録した空き家等の瑕疵によって生じた損害について、町はその責を負わないものとします。
- 5 要綱第4条第1項の規定による協定を締結し、町が空き家取引の媒介を行う宅地建物取引業者を指定した場合には、契約成立時に宅地建物取引業者に対する仲介手数料が発生します。なお、仲介手数料は、宅地建物取引業法第46条第1項の規定により国土交通大臣が定める報酬の額の範囲内の額となります。

山元町長 殿

住所
氏名

山元町空き家等活用情報提供事業登録事項変更届出書

山元町空き家等活用情報提供事業実施要綱第7条第1項の規定により、登録事項の変更について、次のとおり届け出ます。

登録番号	
変更内容	別添 空き家バンク物件登録カード記載のとおり (変更箇所のみ記載)

- 1 添付書類（にチェックしてください。）
- 空き家バンク物件登録カード

山元町長 殿

住所
氏名

山元町空き家等活用情報提供事業登録期間延長申出書

山元町空き家等活用情報提供事業実施要綱第8条第1項の規定により、登録期間を延長したいので申し出ます。

登録番号	
------	--

山元町長 殿

住所
氏名

山元町空き家等活用情報提供事業登録抹消届出書

山元町空き家等活用情報提供事業実施要綱第9条第1項の規定により、登録の抹消について、次のとおり届け出ます。

登録番号	
抹消理由	

※ 空き家等の取引成立により登録を抹消する場合は、併せて山元町空き家等活用情報提供事業交渉結果報告書を提出してください。

山元町長 殿

住所
氏名

山元町空き家等活用情報提供事業利用登録申請書

山元町空き家等活用情報提供事業実施要綱に定める趣旨等を理解し、要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり空き家バンクへの登録を申請します。

記

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日 (満 歳)
自宅電話		FAX	
携帯電話		E-mail	
世帯構成		居住予定人数	人
ペット飼育	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（種類： ）		
購入・賃貸	<input type="checkbox"/> 購入希望 <input type="checkbox"/> 賃貸希望		
希望物件	登録番号	※利用登録以降に登録された物件についても希望条件に応じて随時申し込みください。	
その他の 希望条件	購入	希望金額	万円～ 万円まで
	賃貸	希望金額	万円/月～ 万円/月まで
	規模	<input type="checkbox"/> 2部屋以下	<input type="checkbox"/> 3～5部屋 <input type="checkbox"/> 6部屋以上
	その他		

誓約書

私は、空き家バンクの利用登録を申請するに当たり、下記の事項を誓約します。

記

1 誓約事項（□にチェックしてください。）

- 空き家バンクを活用した空き家取引を行う場合、居住又は定期的に滞在するなど、有効な利用を図ること。
- 空き家バンクを活用した空き地取引を行う場合、空き地を定期的に保全管理し、有効な利用を図ること。
- 空き家バンクを活用した空き店舗取引を行う場合、空き店舗に定期的に滞在し、有効な利用を図ること。
- 販売等の営利目的で利用の登録をしないこと。
- 山元町空き家等活用情報提供事業実施要綱（令和2年山元町告示第51号）を遵守して、空き家等取引に係る交渉等については当事者間で責任をもって行うとともに、交渉の過程で発生した疑義、紛争等については当事者間で解決を図ること。
- 空き家バンクへの登録後に申請内容に虚偽・錯誤など事実と異なる記載があったときその他登録が適当でない認められたときは、登録を抹消すること。
- 空き家等取引の過程で得られた個人情報については、他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用しないこと。

山元町長 殿

年 月 日

住所
氏名

山元発第 号
年 月 日

様

山元町長 印

山元町空き家等活用情報提供事業利用登録完了通知書

山元町空き家等活用情報提供事業実施要綱第11条第3項の規定により、空き家バンクへの利用登録が完了しましたので通知いたします。

登録番号	
登録日	年 月 日
登録期限	年 月 日

（注意事項）

- 1 利用登録が完了した方からの交渉申し込みについては、随時電話等で申し受けます。
- 2 登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに、山元町空き家等活用情報提供事業利用登録事項変更届出書を提出してください。
- 3 空き家等の購入が決定するなどにより、登録の抹消が必要となった場合は、速やかに、山元町空き家等活用情報提供事業利用登録抹消届出書を提出してください。
- 4 登録の期間が満了した後も引き続き登録を希望する場合は、上記の登録期限までに、山元町空き家等活用情報提供事業利用登録期間延長届出書を提出してください。
- 5 町は、登録した空き家の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、所有者等と利用登録者間で行う売買、賃貸借に関する交渉、契約等に関しては直接関与いたしませんので、所有者等が空き家バンクを利用して行う売買、賃貸借に関する交渉、契約等に関して、故意若しくは過失によって生じた損害及び登録した空き家等の瑕疵によって生じた損害について、町はその責を負わないものとします。

山元町長 殿

住所
氏名

山元町空き家等活用情報提供事業利用登録事項変更届出書

山元町空き家等活用情報提供事業実施要綱第12条第1項の規定により、登録事項の変更について、次のとおり届け出ます。

登録番号	
変更内容	

山元町長 殿

住所
氏名

山元町空き家等活用情報提供事業利用登録期間延長申出書

山元町空き家等活用情報提供事業実施要綱第13条第1項の規定により、登録期間を延長したいので申し出ます。

登録番号	
------	--

山元町長 殿

住所
氏名

山元町空き家等活用情報提供事業利用登録抹消届出書

山元町空き家等活用情報提供事業実施要綱第14条第1項の規定により、登録の抹消について、次のとおり届け出ます。

登録番号	
抹消理由	

山元町長 殿

住所
氏名

山元町空き家等活用情報提供事業交渉結果報告書

山元町空き家等活用情報提供事業実施要綱第15条第2項の規定により、空き家バンクを活用した空き家等取引について、次のとおり報告します。

登録番号	
利用希望者 氏名	
交渉の結果	<input type="checkbox"/> 成立 【契約種別】 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃貸借 【契約予定年月日】 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 【売買・賃貸契約金額】 <input type="checkbox"/> 売買 円 <input type="checkbox"/> 賃貸 円/月 <input type="checkbox"/> 不成立
特記事項	